

○公立大学法人新見公立大学ふるさと育英奨学金実施規程

平成28年9月1日

規程第115号

改正 平成31年4月1日規程第115号

平成31年4月1日規程第115号

令和2年4月1日規程第115号

令和3年4月1日規程第115号

令和4年4月1日規程第115号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人新見公立大学修学支援事業基金規程（平成28年規程第114号）に基づき、公立大学法人新見公立大学（以下「本学」という。）が新見公立大学ふるさと育英奨学金（以下「育英奨学金」という。）を給付することによって、愛校心にあふれた優れた人材を育成することを目的とする。

(申請者)

第2条 育英奨学金の申請者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 本学の学校推薦型選抜又は一般選抜に合格し、本学へ入学した成績優秀な者であり、真に育英奨学金の給付が必要である者
- (2) 本学が指定する日までに新見市内に住所を有する者
- (3) 本学へ入学後に育英奨学金の給付を希望する者
- (4) 申請者の家計支持者における直近1年間の所得が確認できる書類に記載の収入・所得金額の合計額が次に示す金額以下である者

給与・年金収入金額 800万円以下

その他・事業所得金額 400万円以下

(給付額・給付期間)

第3条 育英奨学金を受給者へ給付する額は、公立大学法人新見公立大学修学支援事業基金管理運用要項（平成28年要項第23号）第5条に規定する額とし、毎年進級後に学業成績、家計状況等により給付継続の可否について決定するものとする。なお、給付期間は、入学から卒業までの期間とし、本学の学則に規定した修業年限を超える給付はしないものとする。

(他の奨学金との併用)

第4条 育英奨学金の給付を受ける者は、国又は本学の授業料減免制度、国、地方公共団体

及びその他奨学団体等による奨学金との併用を認めるものとする。

(給付人数)

第5条 原則として学部の各学年ごとに看護学科は5人(学校推薦型選抜2人、一般選抜3人)、健康保育学科及び地域福祉学科は各4人(学校推薦型選抜2人、一般選抜2人)とする。ただし、理事長が特別に必要と認めたときは、この限りでない。

(申請方法)

第6条 育英奨学金の申請方法は、次のとおりとする。

- (1) 学校推薦型選抜受験者は、本学に入学後、本学が指定する日までに、新見公立大学ふるさと育英奨学金給付申請書(様式第1号。以下「給付申請書」という。)に必要事項を記入の上、理事長へ提出しなければならない。
- (2) 一般選抜受験者は、本学に入学後、本学が指定する日までに、給付申請書に必要事項を記入の上、理事長へ提出しなければならない。

(選考)

第7条 育英奨学金給付の受給者は、新見公立大学ふるさと育英奨学金審査委員会(以下「奨学金審査委員会」という。)が選考を行う。

- 2 学校推薦型選抜受験者については、学校推薦型選抜の成績及び第2条第4号に規定する家計状況により選考の上、各学科の成績上位者を受給者として決定するものとする。
- 3 一般選抜受験者については、大学入試センター等の成績及び第2条第4号に規定する家計状況により選考の上、各学科の成績上位者を受給者として決定するものとする。

(決定通知)

第8条 理事長は、前条の規定により育英奨学金の給付を決定したときは、新見公立大学ふるさと育英奨学金給付決定通知書(様式第2号)を、給付を否決したときは、新見公立大学ふるさと育英奨学金給付不承認通知書(様式第3号)を申請者に通知するものとする。

(給付の打ち切り)

第9条 奨学金の受給者が次の各号のいずれかに該当したときは、給付を打ち切るものとする。

- (1) 1年間の通算成績評定が各学科に設定した基準を満たさないとき。
- (2) 給付期間中に退学又は除籍となったとき。
- (3) 給付期間中に休学したとき。
- (4) 不正行為等により、懲戒処分を受けたとき。
- (5) 虚偽の申請等により不正に奨学金の給付を受けたとき。

- (6) 法令違反により起訴されたとき。
- (7) 新見市内に住所を有しなくなったとき。
- (8) 受給者から給付の辞退について申出があったとき。

2 前項第3号に該当した者で、その事由がなくなり復学したときは、奨学金の給付を受けることができる。

3 第1項第2号、第4号、第5号又は第6号のいずれかに該当した場合は、当該年度に給付された奨学金を本学が指定する日までに一括返還しなければならない。

(給付の辞退)

第10条 受給者が給付を辞退するときは、新見公立大学ふるさと育英奨学金辞退届出書(様式第4号)を理事長に提出しなければならない。

(追加決定)

第11条 第7条で選考された奨学金の受給者に欠員が生じたときは、当該学科当該年次の在学生のうちから、第2条第4号の規定に該当し、成績上位の在学生を受給者として奨学金審査委員会が追加決定できるものとする。

2 前項に定める決定は、入学後から在学する年次の前年度までの成績により判定し、年間通算成績が各学科に設定した基準以上の者から決定するものとする。

(事務)

第12条 奨学金の給付及び受給者の選考に関する事務は、学生課において行う。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、奨学金に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年4月1日規程第115号)

この規程は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度以降に入学した者から適用する。

附 則(平成31年4月1日規程第115号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月1日規程第115号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月1日規程第115号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日規程第115号）
この規程は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

公立大学法人新見公立大学
理事長 様

学 科 名
学 籍 番 号
住 所
氏 名
保 証 人

新見公立大学ふるさと育英奨学金給付申請書

年度の新見公立大学ふるさと育英奨学金の給付を受けたいので、下記の書類を添えて申請します。

記

- 1 受験票の写し(学校推薦型選抜・一般選抜)
- 2 家計支持者の所得が確認できる書類
- 3 住民票等、新見市内に住所を有することを証明するもの
※申請時に提出できない場合は、誓約書(様式第5号)を添付すること。

様式第2号(第8条関係)

年 月 日

様

新見公立大学法人新見公立大学
理事長

新見公立大学ふるさと育英奨学金給付決定通知書

年 月 日付で申請のありました新見公立大学ふるさと育英奨学金については、給付することに決定しましたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 給付額 年間 100,000円(前期・後期で分割給付)
- 2 給付期間 本学入学の日から 年 月まで
- 3 給付要件 公立大学法人新見公立大学ふるさと育英奨学金実施規程を遵守すること。

年 月 日までに、新見市内に住所を有する証明書(住民票等)を提出すること。

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

様

新見公立大学法人新見公立大学
理事長

新見公立大学ふるさと育英奨学金給付不承認通知書

年 月 日付で申請のありました新見公立大学ふるさと育英奨学金については、下記の理由により不承認と決定したので通知します。

記

不承認の理由

()

様式第4号(第10条関係)

年 月 日

公立大学法人新見公立大学
理事長 様

学 科 名
学 籍 番 号
住 所
氏 名
保 証 人

新見公立大学ふるさと育英奨学金辞退届出書

年度の新見公立大学ふるさと育英奨学金の給付を下記の理由により辞退します。

記

辞退の理由

()

様式第5号(様式第1号関係)

年 月 日

公立大学法人新見公立大学
理事長 様

誓 約 書

私は、新見公立大学ふるさと育英奨学金の申請するに当たり、新見市内に住民票を異動し、住所を有する証明書(住民票等)は、指定期限までに提出することを誓約します。

学 科 名
学 籍 番 号
住 所
氏 名
保 証 人

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第8条関係)

様式第3号 (第8条関係)

様式第4号 (第10条関係)

様式第5号 (様式第1号関係)